

相模原市水路管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 6 6 号

相模原市水路管理条例の一部を改正する条例

相模原市水路管理条例(平成 1 4 年相模原市条例第 5 8 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項ただし書中「限りでは」を「限りで」に改める。

第 1 4 条ただし書中「ときは」を「ときは、」に改める。

別表中「3 4 円」を「3 5 円」に、「これら」を「これ」に、「6 8 円」を「6 9 円」に改め、「昭和 4 4 年相模原市条例第 1 5 号)」の次に「別表」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料の額について適用し、同日前の占用に係る占用料の額については、なお従前の例による。